

大切に保管してください

# マイナンバー（個人番号）のお知らせ マイナンバーカード（個人番号カード） 交付申請のご案内

## お届けします、マイナンバー（個人番号）

- あなたの「マイナンバー」と「通知カード」です...1
- 大切にしておね「マイナンバー」と「通知カード」...1
- よりよい暮らしへ「マイナンバー制度」...2

利便性  
効率性  
公平・公正  
のための番号です



大切にしておね♪

## 申請してね、マイナンバーカード

- あなたの「マイナンバーカード」が申請できます...3
- 「メリット」いっぱい「マイナンバーカード」...3
- とっても便利「コンビニ交付サービス」...4
- 広がる使いみち「電子証明書」...4
- 「セキュリティ」もしっかり「マイナンバーカード」...4
- さあ、申請しましょう...5
- いよいよ、受け取りに行きましょう...7

とっても  
便利

交付手数料は  
無料



ぜひ申し込んでね♪

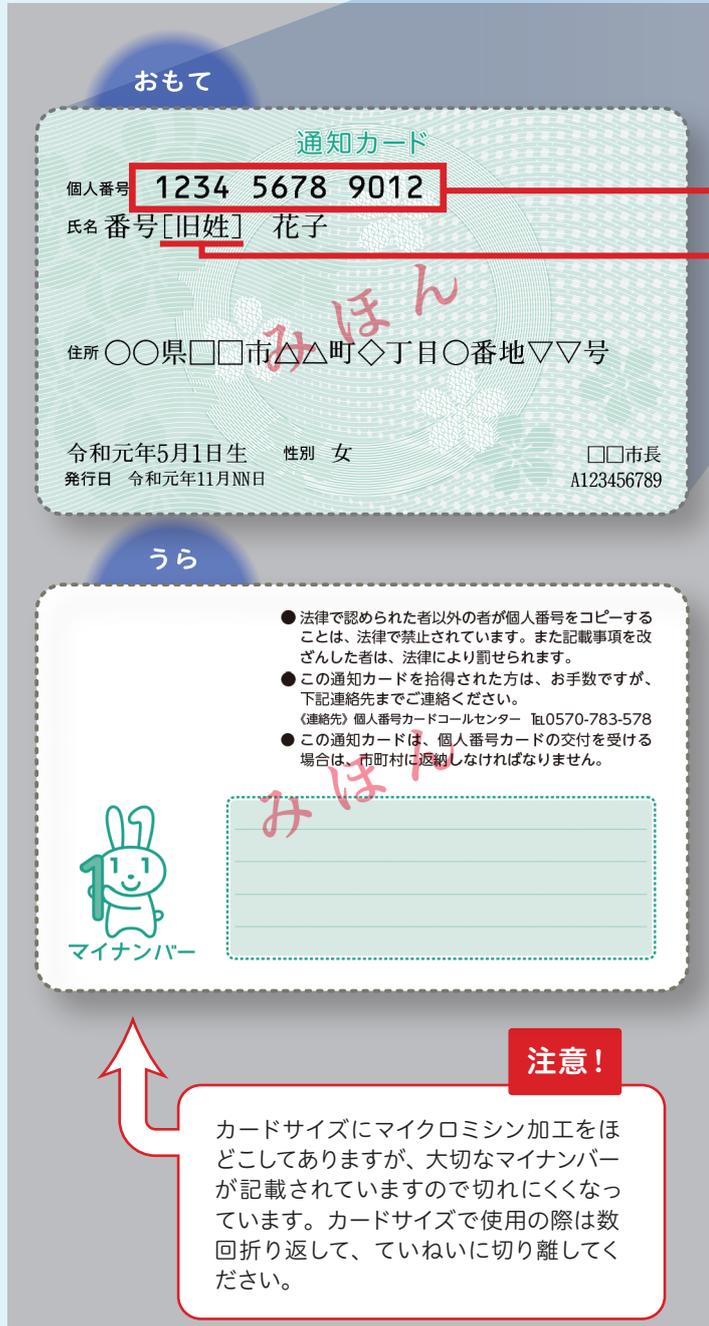
※マイナンバーの通知カードは大切に保管してください。  
日本語以外の言語による詳細についてのご案内については、7ページをごらんください。  
Please keep the notification card with my number safely.  
For more information in other languages, please see page 7.

総務省・地方公共団体情報システム機構（J-LIS）  
Japan Agency for Local Authority Information Systems

地方公共団体情報システム機構（J-LIS）とは、都道府県・市区町村が共同して運営する組織です。  
本件は、J-LISが全国の市区町村長から委任を受けて実施しています。

# お届けします、マイナンバー（個人番号）

あなたの「マイナンバー」と「通知カード」です この部分です



## ① あなたのマイナンバー（個人番号）です。

### ・マイナンバーの提示

職場や、行政手続、一部の金融取引などの際に、マイナンバーの提示を求められます。

### ・「マイナンバー制度」とは

右のページをごらんください。

## ② 左のカードは、あなたにマイナンバーを通知するための「通知カード」です。

### ・「マイナンバーを証明する書類」として利用することができます。

### ・ご注意

「本人確認の際の身分証明書」として利用することはできません。

「写真」が表示され、一枚で、「マイナンバーを証明する書類」兼「本人確認の身分証明書」として利用できる「マイナンバーカード」の取得を、おすすめします。

## ③ もし、記載されている氏名[旧姓]、住所等に誤りや引越などによる変更がある場合には

お住まいの市区町村にご連絡ください。

（同封の宛名台紙に、連絡先電話番号を記載しています。）

## ④ 旧氏[旧姓]等が記載されます。

あらかじめ住民票への旧氏又は通称の記載手続を行っている方は、旧氏[旧姓]等が記載されます。

# 大切にしてください「マイナンバー」と「通知カード」

- ① 提供を求めることができる者（国の行政機関や地方公共団体、勤務先、金融機関など）以外は、マイナンバーの提供を求めてはならないとされています。
- ② マイナンバーを、みだりに他人に知らせないようにしましょう。※
- ③ マイナンバーが記載されている通知カードは、大切に保管してください。

※ Facebook、LINE、TwitterなどのSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）への掲載も、してはいけません。

# よりよい暮らしへ「マイナンバー制度」

マイナンバーは、各機関が分散管理する個人情報をつなぐ役目を果たします。これによって国や地方公共団体等における情報連携が可能になり、さまざまなメリットをもたらします。

## 国民の利便性の向上

社会保障関係の各種申請で、書類の添付が減ります。



## 行政の効率化

行政手続が、早く正確になります。

各機関で作業の無駄が削減され、手続がスムーズに!



災害時の行政支援にマイナンバーを活用します。

被災者台帳の作成などにより、迅速な行政支援を実現します!

## 公平・公正な社会の実現

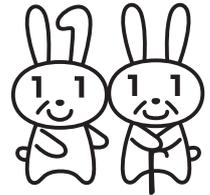
適正・公平な課税を実現します。

所得把握の正確性が向上し、適正・公平な課税につながります。



年金などの社会保障を確実に給付します。

未払い・不正受給を解決します。



この2つで、さらに便利に!

### マイナンバーカード

市区町村に申請すると交付が受けられる、顔写真付き IC カードです。



詳細は 3 ページをチェック!

こんなメリットも。

各種証明書をコンビニ等で取得!



詳細は 4 ページをチェック!

### マイナポータル

自宅のパソコンなどから様々な情報を取得できる個人用サイトです。

マイナンバーカードを使用してログインします。

※パソコンからのご利用には IC カードリーダーが必要です。



- 行政機関等が保有する「あなたの情報」を確認できる
- 行政機関同士があなたの個人情報を受け渡した履歴を確認できる
- 行政機関等から配信されるお知らせを受け取ることができる
- お住まいの自治体の行政サービスの検索やオンライン申請ができる

## 【マイナンバーの詳細はこちら】

公式サイト

マイナンバー

検索

- わかりやすいパンフレット、チラシ、動画などを掲載していますので、内閣府の公式サイトをごらんください。



お問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル

マイナンバー

☎ 0120-95-0178

平日 9時30分～20時00分 (年末年始を除く)  
土日祝 9時30分～17時30分

- ※ 一部 IP 電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、050-3816-9405 におかけください。
- ※ 外国語対応は 0120-0178-26 におかけください。(英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語で対応)

# 申請してね、マイナンバーカード

交付手数料は  
**無料**です※1

ICチップが搭載され、  
**電子証明書** **アプリ**  
を格納できます。

## あなたの「マイナンバーカード」(希望制、有効期限※2あり)が申請できます

おもて

おもて面には、住所・氏名〔旧姓〕・生年月日・性別が記載され、写真が表示され、身分証明書として利用できます。



うら

うら面には、マイナンバーが記載され、マイナンバーを証明することができます。



※1 初回の交付手数料は無料ですが、紛失その他に伴う再交付手数料は有料です。

※2 マイナンバーカードの有効期限は20歳以上の場合は10回目の誕生日、20歳未満の場合は5回目の誕生日が有効期限になります。(外国人住民の方(特別永住者、永住者及び高度専門職第2号を除く)については、マイナンバーカードの有効期限は在留期間の満了日等までとなります)

## 「メリット」いっぱい「マイナンバーカード」



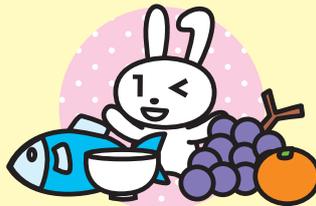
**身分証明書**  
になる!

ライブ会場の入場、  
携帯の契約、会員登録  
などに使える!



**各種証明書をコンビニ**  
で取得できる!

全国のコンビニで、住民票の  
写しや課税証明書などが取得  
できる!  
※市区町村によってサービス内容が異なります。  
※毎日6:30~23:00までとなります。



**ポイントで** **2020年度**  
**買い物ができる!** **実施予定!**

地域の商店やオンラインで  
お買い物に使える!



**健康保険証**  
**として使える!**

**2021年3月(予定)からスタート!**  
ピツとかざすだけでOK!  
とっても便利に!

**スマホ・パソコンでラクラク!**

- ・オンラインで確定申告ができる。
- ・子育てをはじめとする行政手続ができる。
- ・健診結果や医療費が確認できる(予定)。



※ お住まいの市区町村によりサービスの内容が異なります。

詳細は公式サイト [マイナンバーカード メリット](#)

検索

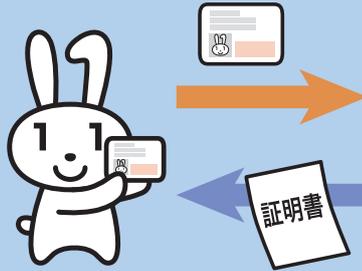
でござんいただくか、市区町村にお問い合わせください。

## とっても便利「コンビニ交付サービス」

### 取得できる証明書

- ・ 住民票の写し
- ・ 印鑑登録証明書
- ・ 住民票記載事項証明書※
- ・ 各種税証明書※
- ・ 戸籍証明書※
- ・ 戸籍の附票の写し※

※ コンビニ交付導入市区町村の中でも対応していない市区町村もあります。



コンビニ等  
(約 55,000 店舗)



※ 一部店舗でのみご利用いただけます。

**いつでも** 早朝から深夜 (6:30 ~ 23:00) まで、土日祝日も対応。

**どこでも** 全国の約 55,000 店舗で取得できる。

詳しくは、「コンビニ交付情報サイト」へ。  
<https://www.lg-waps.go.jp>



- ・ 現在、約 650 市区町村※がサービスを導入しており、導入市区町村の人口は、約 9,700 万人です。今後とも、ますます増加する予定です。 ※令和元年10月1日現在

## 広がる使いみち「電子証明書」

- ・ 左の「メリット」を受けるために、**電子証明書** が必要となります。
- ・ **電子証明書** を利用できる場面は、これから拡大していく見込みです。
- ・ **電子証明書** は、次の 2 種類です。

### 署名用の 電子証明書

- ・ インターネット等で電子文書を作成・送信する際に、利用します。  
電子申請 (e-Tax 等)  
民間オンライン取引 (オンラインバンキング等) の登録など
- ・ 「作成・送信した電子文書が、利用者が作成した真正なものであり、利用者が送信したものであること」を、証明することができます。

### 利用者証明用の 電子証明書

- ・ インターネットサイトやキオスク端末等にログイン等をする際に利用します。  
行政のサイト (マイナポータル等) へのログイン  
民間のサイト (オンラインバンキング等) へのログイン  
コンビニ交付サービスの利用 など
- ・ 「ログイン等した者が、利用者本人であること」を、証明することができます。

## 「セキュリティ」もしっかり「マイナンバーカード」

### 24 時間 365 日の コールセンターを設置



仮に紛失した場合、コールセンターに電話で連絡すれば、カードの一時停止措置が取られ、カードの第三者によるなりすまし利用を防止します。

### 券面



#### 顔写真付※のため悪用は困難

仮に紛失しても、拾得した第三者が、容易になりすましことはできません。

※ 顔写真貼替防止対策も施しています。

#### 各種対策により偽造は困難

文字をレーザーにより彫りこむとともに、複雑な彩紋パターンを施す等により、券面の偽造を困難にしています。

### IC チップ



#### 必要最小限の情報のみ記録

「税関係情報」や「年金関係情報」など、プライバシー性の高い情報は記録されません。

#### 記録情報の盗取は困難



不正に情報を盗取しようとする各種手法に対し、自動的に記録情報を消去する機能など、対抗措置を施しています。

#### 利用には暗証番号が必要



電子証明書ごと、アプリごとに、暗証番号が設定されています。仮に紛失しても、拾得した第三者は、暗証番号を知らないとなりすましできません。また、暗証番号は、入力进行一次回数以上間違えるとロックされます。

#### セキュリティの国際標準の認証を取得



IC カードのセキュリティの国際標準である「ISO/IEC 15408 認証」を取得しています。

# さあ、申請しましょう

この部分です



## 郵便申請

黒のボールペンでていねいにハッキリと記入してください

おもて

個人番号カード交付申請書  
兼 電子証明書発行申請書

〇〇市長宛  
(地方公共団体情報システム機構 宛)

申請書ID 1234 5678 9012 3456 7890 123

番号[旧姓] 花子  
氏名

〇〇県〇〇市△△町◇丁目〇番地▽号  
住所

生年月日\* 平成元年3月31日 性別\* 女

【代替文字情報】

電話番号 9876-654-3210 外国人住民の区分\* -

在留期間等満了日の有無\* - 在留期間等満了日\* -

右欄の点字表記を希望する  パンゴウ ハナコ

※上に入力されている情報は、令和00年00月00日現在のものです。

左のQRコードを読み取るとスマートフォン等から交付の申請ができます。

うら

表面の内容に誤りのないことを確認しましたので、個人番号カードの交付及び電子証明書の発行を申請します。

顔写真貼付欄

サイズ (縦 4.5cm×横 3.5cm)

申請日 令和元年 11 月 30 日

申請者氏名 (自署) 番号 花子 印

●以下の電子証明書の詳細については、同封の『ご案内』をご覧ください。

発行を希望しない電子証明書がある場合、下の□を黒く塗りつぶしてください。

署名用電子証明書※ 不要 ※15歳未満の方、成年被後見人の方には原則発行されません。

利用者証明用電子証明書 不要

【ご注意】電子証明書は、e-Tax等の電子申請、マイナポータルへのログイン、コンビニ交付サービスなど多様なサービスを提供するためのものです。  
□を黒く塗りつぶす場合には、電子証明書の機能が搭載されないこととなります。

代理人記載欄	ふりがな	本人との関係
代理人氏名(自署)		印
代理人住所		

(電話番号: )

返信用封筒に入れて送ってください

マイナンバー総合サイトのリンク「ダウンロード」ページからも、返信用封筒を印刷することができます。

完了!

※申請書のみを切り取って入れてください。(通知カード等はいれなくてください。)



① 「マイナンバーカード」と、これに搭載される「電子証明書」の申請が、一枚で行えます。

- ・「マイナンバーカード（個人番号カード）」とは  
3、4ページをごらんください。
- ・「電子証明書」とは  
4ページをごらんください。

② もし、記載されている氏名、住所等に誤りや引越しなどによる変更がある場合には

この申請書は使用できませんので、お住まいの市区町村にご連絡ください。  
(同封の宛名台紙に、連絡先電話番号を記載しています。)

③ 「電話番号」を記入してください。

日中つながり易い電話番号をご記入ください。  
(この件に関してのお問い合わせに限り、活用させていただきます。)

④ (外国人住民の方のみ) もし、記載された内容がお持ちの在留カードの記載内容と異なる場合には

「在留期間等満了日」が過ぎてしまうと、この交付申請書は使用できなくなります。

記載された「在留期間等満了日」が迫っている(残り1ヶ月程度)場合は、この交付申請書は使わず、入国管理局で在留期間を更新等した後、新しい交付申請書を各市区町村の窓口で入手していただいてから、マイナンバーカードを申請してください。

⑤ 点字が必要な方は、□を黒く塗りつぶしてください。

旧姓表記に伴い、点字は24文字まで表現できます。

⑥ 「申請日」を記入してください。

⑦ 申請者本人が署名するか、記名押印してください。

申請者本人の署名の場合、押印は不要です。

⑧ 顔写真を貼付してください。

・右の「顔写真のチェックポイント」をごらんください。

⑨ 電子証明書の発行を希望しない場合には、該当の電子証明書の□を黒く塗りつぶしてください。

- ・「電子証明書」とは  
4ページをごらんください。

### ・ご注意

電子証明書は、e-Tax等の電子申請、マイナポータルへのログイン、コンビニ交付サービスなど多様なサービスを提供するためのものです。

□を黒く塗りつぶす場合には、電子証明書の機能が搭載されないこととなります。

⑩ 15才未満の方、成年被後見人の方が申請を行う場合は、法定代理人の方が、「代理人記載欄」にご記入ください。

代理人本人の署名の場合、押印は不要です。

※ 住所地以外の居所にお住まいの被災者やDV等被害者などの方は、居所の市区町村に来庁して申請を行うことにより、個人番号カードの交付を受けることができます。詳しくは、居所又は住所地の市区町村へお問い合わせください。



## こんな申請方法も



( 郵便申請に比べてカードの仕上がりが早い! )

### スマートフォンから



① スマートフォンのカメラで顔写真を撮影。※1



② スマートフォンのカメラで交付申請書のQRコードを読み取り、申請用WEBサイトにアクセスして、メールアドレスを登録。



③ 登録したメールアドレス宛に通知される申請者用の申請用WEBサイトにアクセス。



④ 画面の案内にしたがって、必要事項を入力し、顔写真を添付して送信。



### 自宅のパソコンから



① デジタルカメラ等で顔写真を撮影して申請するパソコンに保存。



② 申請用WEBサイトにアクセスし、メールアドレスを登録。※2

マイナンバーカード 申請



③ 登録したメールアドレス宛に通知される申請者用の申請用WEBサイトにアクセス。



④ 画面の案内にしたがって、必要事項を入力し、顔写真を添付して送信。



### まちなかの証明用写真機から※3



① 申請可能な証明用写真機に、交付申請書を持参の上、入る。



② タッチパネルから「個人番号カード申請」を選択し、撮影用のお金を入れて、交付申請書のQRコードをバーコードリーダーにかざす。



③ 画面の案内にしたがって、必要事項を入力。



④ 画面の案内にしたがって、顔写真を撮影し、送信。



※1 あらかじめ撮影してなくても、④の場で撮影することもできます。

※2 申請用WEBサイトにアクセス後、そのURLが「https://net.kojinbango-card.go.jp」であることを確認することで、サイトが真正であることを確認してください。

※3 まちなかの証明用写真機は、利用の多い場所から順次対応していく予定であり、申請できるものとできないものがあります。詳細は公式サイト [マイナンバーカード 申請](#) [検索](#) でごらんください。



## 顔写真のチェックポイント

■ 宗教上又は医療上の理由により、顔の輪郭が分かる範囲で頭部を布などで覆う写真を使用する方や、乳幼児、障がいのある方又は寝たきりの方等、やむを得ない理由により適切な規格の写真を撮影できない場合、下記のいずれかのご対応をいただくことで使用可能といたします。

- ・ お住まいの市区町村に電話し、または来庁して、申請書IDを伝えてください。
- ・ 交付申請書の表面の氏名欄に理由を記載して、交付申請書を送付ください。
- ・ 個人番号カードコールセンターに電話して、申請書IDを伝えてください。

※各市区町村の窓口で、マイナンバーカードの交付時にご事情を確認させて頂く場合がございます。

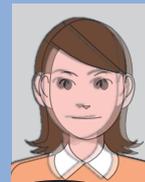
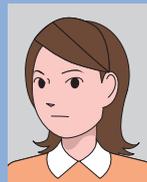
顔写真が規格外（暗い、トリミングができない等）である場合や、顔写真以外の理由で不備となることがありますのでご注意ください。



### サイズ

(縦 4.5cm×横 3.5cm)

- ・ 最近6ヶ月以内に撮影
- ・ 正面、無帽、無背景のもの
- ・ 裏面に、氏名、生年月日を記入してください。



- ・ 顔が横向きのもの。
- ・ 無背景でないもの。
- ・ 正常時の顔貌と著しく異なるもの。
- ・ 背景に影のあるもの。
- ・ ピンボケや手振れにより不鮮明なもの。
- ・ 帽子、サングラスをかけ人物を特定できないもの。

こういうのはやめてね。



※ マイナンバーカード交付の場で、カードに添付された顔写真と、ご本人との同一性を確認する必要がある場合には、顔認証システムを利用する場合があります。

# いよいよ、受け取りに行きましょう

## マイナンバーカード 受け取りの手順



① 交付場所などをお知らせする**交付通知書(はがき)**が概ね1ヵ月ほどで申請者のご自宅に届きます。



② **必要な持ち物**をお持ちになり、**交付通知書(はがき)**に記載された期限までに、記載された交付場所に**ご本人**がお越し下さい。

※ 15歳未満の者又は成年被後見人には、その法定代理人が同行して下さい。

③ 交付窓口で本人確認の上、**暗証番号**を設定していただくと、カードが受け取れます。

※ 暗証番号はお越しになる前にあらかじめ考えておいてください。

- ・ マイナンバーを証明する等、大切なカードですので、その受け取りは、必要書類をはじめ厳格な手続となります。ご理解・ご協力のほど、お願いいたします。
- ・ 不明な点がありましたら、以下のコールセンターまたはお住まいの市区町村(同封の宛名台紙に、連絡先電話番号を記載)にお問い合わせください。

### 必要な持ち物

- 交付通知書(はがき)**
- 通知カード
- 本人確認書類  
(15歳未満の者又は成年被後見人に同行する法定代理人も同様に必要)
- 代理権の確認書類  
(15歳未満の者又は成年被後見人の法定代理人のみ)
- 住民基本台帳カード  
(お持ちの方のみ)

### ① 次のうち1点

住民基本台帳カード(写真付きに限る。)、運転免許証、運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。)、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、一時庇護許可書、仮滞在許可書

### ② ①をお持ちでない方は、「氏名・生年月日」または「氏名・住所」が記載され、市区町村長が適当と認める2点

(例) 健康保険証、年金手帳、社員証、学生証、学校名が記載された各種書類、預金通帳、医療受給者証

### 戸籍謄本その他の資格を証明する書類

(ただし、「本籍地が市区町村の区域内である場合」または「**ご本人**が15歳未満の者で、代理人と同一世帯かつ親子関係にある場合」は不要)

### 暗証番号

- ① 「署名用の**電子証明書**」の暗証番号
- ② 「利用者証明用の**電子証明書**」の暗証番号
- ③ 「住民基本台帳事務用の**アプリ**」の暗証番号
- ④ 「券面事項入力補助用の**アプリ**」の暗証番号

英数字6文字以上16文字以下で設定できます。  
英字は大文字のAからZまで、数字は0から9までが利用でき、いずれも1つ以上が必要です。

数字4桁です。  
②③④は同じものとしてすることができます。

## ※ 代理人がお越しになる場合

ご本人が病気、身体の障害その他やむをえない理由により、交付場所にお越しになることが難しい場合に限り、代理人にカードの受け取りを委任できます。

### 代理人交付に必要な持ち物

- 交付通知書(はがき)**
- ご本人の本人確認書類
- 代理人の本人確認書類
- 代理権の確認書類
- 通知カード
- 住民基本台帳カード  
(お持ちの方のみ)
- ご本人の出頭が困難であることを証する書類

「**必要な持ち物**の本人確認書類①を2点」  
または、「**必要な持ち物**の本人確認書類①②をそれぞれ1点ずつ」  
または、「**必要な持ち物**の本人確認書類②を3点(うち写真付き1点以上)」

「**必要な持ち物**の本人確認書類①を2点」  
または、「**必要な持ち物**の本人確認書類①②をそれぞれ1点ずつ」

法定代理人の場合：**戸籍謄本その他の資格を証明する書類**  
(ただし、本籍地が市区町村の区域内である場合は不要)  
その他の場合：**委任状等、ご本人が代理人を指定した事実を確認できる資料**  
(**交付通知書(はがき)**の「委任状」欄に記入することで足りる)

(例) 診断書、本人の障害者手帳、本人が代理人の施設に入所している事実を証する書類

## 【マイナンバーカード・通知カードの詳細はこちら】

公式サイト

マイナンバーカード総合サイト

検索

<https://www.kojinbango-card.go.jp>



お問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル

マイナンバー

平日 9時30分～20時00分(年末年始を除く)  
土日祝 9時30分～17時30分

☎ 0120-95-0178

マイナンバーカードの紛失・盗難などによる一時利用停止については、24時間365日受け付けます。

※ 一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、050-3818-1250におかけください。

※ 外国語対応は0120-0178-27におかけください(英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語で対応)

外国語対応



Multilingual Info

- ・ Please direct any inquiries in English to the following number. For details, you can also check the website.
- ・ 如使用中文进行咨询, 请拨打以下号码。详情也可访问主页进行确认。
- ・ 如果您想使用中文咨询, 還請撥打以下電話專線聯絡, 謝謝。詳細資訊請參閱網站。
- ・ 한국어로 문의하시는 경우 이하의 전화번호로 연락주시시오. 상세한 사항은 홈페이지에서 확인할 수 있습니다.
- ・ Para informes en español, dirijase al número de teléfono indicado a continuación. También encontrará información detallada en la página web.
- ・ Favor entrar em contato no número de telefone abaixo para consultas em português. Maiores detalhes podem ser consultadas também na homepage.

Tel : 0570-064-738

URL : <https://www.kojinbango-card.go.jp>